

令和元年（2019年）5月22日

生徒および保護者の皆様

市立札幌清田高等学校長 黒宮 裕久

令和元年度 福島県奨学資金＜震災特例採用＞について（お知らせ）

標記の件について奨学生の募集案内がありました。希望される方は、申請書類を事務室にて受領するか、福島県教育委員会のホームページからダウンロードしてください。申請書類を入手しましたら必要事項を記入、書類を整備し、**7月5日（金）**までに清田高校事務室までご提出ください。

応募の手順などの詳細は福島県教育委員会のホームページもしくは、事務室までお問合せください。

記

- 1 対象学年 全学年
- 2 応募資格 保護者が福島県内に住所を有しており、東日本大震災により被災し、下記のいずれかの事由で家計が急変したことにより修学が困難な生徒。

- ① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊またはこれに準ずる被災をした。
- ② 警戒区域または計画的避難区域内に居住して避難した。
- ③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住しており、市町村の判断で避難した。
- ④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明または重篤な障がい・疾病を負った。
- ⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより、失業または収入が著しく減少した。
- ⑥ その他、被災により申請者の属する世帯の家計の支出が著しく増大、または収入が減少した。

- 3 貸与月額 自宅通学者：18,000円、自宅外通学者：23,000円
- 4 返還方法 卒業から6カ月経過後より、7～8年で返還。ただし、卒業後の奨学生本人の収入見込み（税控除前）が一定額（進学者を除く高校卒業者の場合340万円）を超えない場合、願出により返還義務を免除可能。
- 5 その他 無利子の奨学金です。

（担当 事務室 白幡 電話 011-882-1811）